4つのステップでコンパクトにしていく勉強方法の概要

問題集でアウトプット
⇩
テキスト（まとめ集）でアウトプット

へ徐々に移行していくことです。なぜか？
問題集は網羅性にかけるが、テキストやまとめ集には合格に必要な知識を網羅的＆体系的（図や表も使って）に載っているからです

例えば胎児の論点で説明します。ここで暗記すべきポイントは5つ

[胎児の権利能力]
原則：①胎児には権利能力がない
例外：②相続
　　③遺贈
　　④不法行為に基づく損害賠償請求
※⑤判例の立場は停止条件説である（生きて生まれれば遡って権利を行使できる）

次に、お使いの問題集で胎児の論点はいくつ載っているか確認してください
わたしが使ったものは、おそらく一番売れている肢別問題集ですが1つ（⑤のみ）でした
もう伝えたいことは分かっていただけると思うのですが問題集は穴だらけです！

胎児の問題に当たったときに「この問題は⑤の話をしているな！そうそう、原則は○○で、例外が3つあって…」
という具合に1粒で5つ美味しい勉強（＝周辺知識まで併せて押さえることができる方）はそれでOKです。現実には、問題集をこなすだけでも手一杯で、周辺知識まで押さえている受験生は少ないのかなと。

暗記したことが問題集に載っている知識のみに依存した場合、こうなります

[胎児の権利能力]
原則：①
例外：②
　　③
　　④
※⑤判例の立場は停止条件説である（生きて生まれれば遡って権利を行使できる）

これではスカスカでコワイですよね…
そこでテキストの小見出し[胎児の権利能力]のところに⑤つ　と手書きしておく
それをみたときに、アウトプットすべき事項が５つあるんだな…えーっと、、という具合に思い出していく作業です。これがテキストでアウトプットです。

[胎児の権利能力]　⑤(←手書き　ここでそれ以降を読むのをやめて思い出す。５つなんだっけ)

原則：①胎児に権利能力はない
例外：②相続
　　③遺贈
　　④不法行為に基づく損害賠償請求
※⑤判例の立場は停止条件説である（生きて生まれれば遡って権利を行使できる）

これでキレイに入力できました。
本試験ではどこを問われても大丈夫ですよね！

ここまで問題集グルグル勉強法の落とし穴と、その補完方法について述べました。

でも、問題集の知識だけでも手一杯なんだけど…

ただでさえ3000問弱ある肢別本を暗記するだけでも手一杯。周辺知識までさらに暗記するのは…という方、きっと多いですよね。気持ちはよく分かりますが、**慣れれば問題集を１周するよりも、テキストでアウトプットして１周する方が「網羅的　かつ　スピーディー」です。最終的には８時間あれば全範囲を１周できるようになります。問題集では考えられないスピードです。**

いきなりテキストでアウトプットは暗記量が多くてきつい

テキストに載っている知識量を 10 とすると問題集は 6~7 といったところでしょうか。
いきなり 10 を暗記するのはきついので、問題集である程度覚えてからテキストの暗記に取り掛かる方が楽です。なので、まずテキストと問題集を何往復かして、重要な知識をある程度入れます。これが知識のハコになります。
箱ができると[胎児の権利能力]という論点があったなと把握することができます。これが、箱です。あとはその箱に、既に 1 つ入っている⑤の知識に加えて、残りの 4 つを入れているイメージです。これをテキストでアウトプットを通じて網羅的な知識に補強していきます

問題集はインプットかアウトプットか？

勉強の序盤、問題演習を通じて重要項目をインプットしている人が多いと思います。
では、問題集の正答率が 7,8 割くらいまで引きあがってきたらどうでしょう？
今度はインプットではなく、知識を覚えているか？を確認している割合が高いですよね
知識の確認であればテキストでアウトプットした方が早い上に網羅的で効率的です。

問題集グルグル勉強法が通用する科目とそうでない科目

つまり過去問リピート率が高い科目と低い科目の話です
「安定して高いのが行政法　安定して低いのが民法」
憲法と商法会社法は、年度により難易度のバラツキが大きいので、なんとも言えません。ただ、過去問の知識で解ける問題は正答率も上がってくるので、自分もしっかり得点できるようにしておく必要があります。

民法は択一 9 題　記述 2 題ですから、10 年分やっても 110 問です。条文が 1000 条以上あり、判例もある民法を、この問題数でカバーできるわけがありません。

行政法は 19 題　1 題なので、10 年で 200 題、かなりのボリュームですよね！条文や判例も地方自治法をいったんムシすれば、民法より断然少ない。これが高い過去問リピート率の正体です。

テキストでアウトプットは基本的にどの科目もやるべきですが、民法は特に過去問だけではカバーできないため、その必要が高いことが分かっていただけたかと思います。
参考：令和 7 年度行政書士　予想解答・解説集(TAC)：2025gyosei_kaitoukaisetu_web.pdf

なぜ問題集ぐるぐるのみでは網羅性に欠けるのか？

→すべての論点を問題集に載せると、問題数多過ぎて受験生が滅。だから網羅できない

例えば代理権の消滅事由は、下表の 12 マスを正確に暗記する必要がある。問題集で暗記しようとすると 12 問作る必要があるが、さすがに全部載せると受験生が苦しいので減らす。

しかしカットされた部分が本試験で問われても、アシベツに載ってなかったからムリだぜ！なんて文句は言えない。テキストには載っているので。

・代理権の消滅事由　〇＝消滅する　×＝消滅しない

	本人			代理人		
	死亡	破産	後見開始	死亡	破産	後見開始
任意代理	〇	〇	×	〇	〇	[redacted]
法定代理	〇	×	×	〇	〇	

[宅建　H30 2-4 より]

Ａが、所有する甲土地の売却に関する代理権をＢに授与し、ＢがＣとの間で、Ａを売主、Ｃを買主とする甲土地の売買契約を締結した。ＡがＢに代理権を授与した後にＢが後見開始の審判を受け、その後に本件契約が締結された場合、Ｂによる本件契約の締結は無権代理行為となる。

答えは〇である。こんなに長いのに、実は表の黒塗りにした部分を覚えていますか？って確認しているだけじゃん！と気が付くとやりきれない気持ちになった。これを 20,30 回も解く意味とは何？？

反復すべきは問題集ではなく、テキストであると思った。

とはいえ、最初からテキスト暗記はかなりきつい。そこで、ある程度問題集で暗記したら

問題集ぐるぐる　→　テキストぐるぐる　へ徐々にシフトするのが効率的だと考えた

> 過去問は、 試験委員が、どの条文と判例をどのように出題しているのか、試験委員の好みを分析するためのツールですから、そもそも、何回も繰り返し解く必要はないんですよね。
> 何回も繰り返し記憶しなければならないのは、過去問ではなくて、その条文と判例、それらを集約した図表や図解の方ね。

山田先生の X：https://x.com/goukakucoach/status/1996730727128617287?s=20

「本編に入る前にお伝えしたいこと」
ステップ①の問題集は 5 択ではなく一問一答を使う理由

・5 択の場合、テキスト対応ページがバラバラでやりにくいから
→複合問題として分野横断した問題も入っているため、テキストの対応ページが分かりにくく、序盤の段階としては勉強効率が落ちるから

・復習不要(ランク C)の選択肢も混ざっており、序盤の段階でそれを見極めることは難しいから
→選択肢別にバラして、復習不要なものを除いてある一問一答式は勉強の初期段階にフィット

さていよいよ本編 1　で具体的なやり方について解説します！

本編 1　で具体的なやり方について解説します！

すべて記事はこちらの note から

宅建に 2 度落ちた私が宅建・行政書士試験に W 合格！人生が変わる「一元化」勉強法とは？【行政書士編】

https://note.com/pupupuland_up/n/n85a63a81896c?flash_message_key=twitter_status_posted%3Fapp_launch%3Dfalse